

「豊かな暮らし空間創生住宅地」の整備に補助します

1 制度の目的

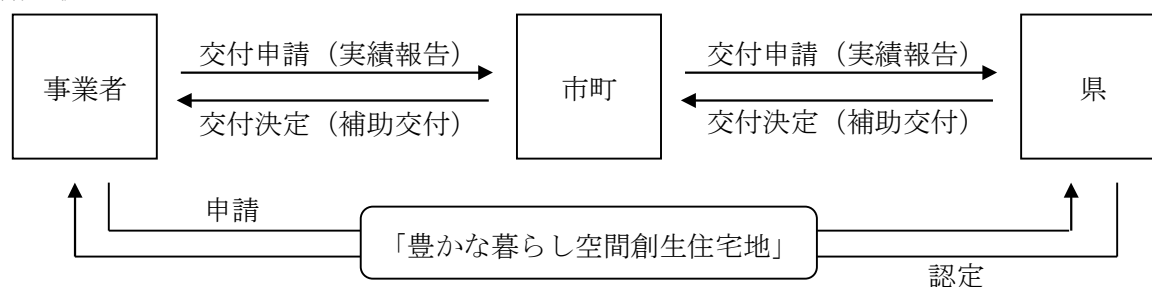
自然と調和するゆとりある住まいづくりを実現できる住環境と、これを持続する仕組みを整えた「豊かな暮らし空間創生住宅地」の実現を支援するため、認定基準を満たす住宅地の開発における公共施設部分の整備に対して補助します。

2 補助の概要

項目	内容	
対象区域	<ul style="list-style-type: none"> ・静岡県が指定する「ふじのくにフロンティア推進区域」 ・市町が設定する「ふじのくにフロンティア新拠点区域」 ・市町が設定する「ふじのくにフロンティア地域循環拠点区域」 	
対象者	事業者に補助する市町（政令市を除く）	
要件	「豊かな暮らし空間創生住宅地」の認定基準を満たすもの	
	開発規模	6戸以上の新規住宅団地開発
	暮らし空間倍増	暮らし空間が「家」の2倍以上の面積を有すること (延べ面積+庭面積+コモンスペース ≥ 延べ面積の2倍)
	壁面後退	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の壁面が道路境界線から5m（コミュニティ道路の場合は1m）以上離れていること ・建築物の壁面が隣地境界線から1m以上離れていること
	外構や建物の配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・庭を緑化すること ・建築物の色彩を地域で調和させること ・建築物の高さを抑えること など
	維持管理体制	基準を遵守し良好な住環境を維持するための組合、運営委員会等を組織すること
対象事業費	事業者が行う道路、公園等の公共施設の整備に対し、市町が補助する経費（整備後に市町が所有・管理する部分）	
補助率	1 / 2	
限度額	20,000千円※（県10,000千円） ※ 三島市は、1申請で50区画を超える宅地開発には、1団地当たり40,000千円を助成	

3 申請の流れ

○申請の流れ



○問い合わせ先

- ・静岡県くらし・環境部住まいづくり課 〒420-8601 静岡市葵区追手町9-6
Tel: 054-221-3081 Email: sumai@pref.shizuoka.lg.jp

○書類配布等

- ・静岡県ホームページ又は県住まいづくり課
(HPアドレス) <http://www.pref.shizuoka.jp/kenmin/km-310/garden/ie-niwa/nintei-juutakuti.html>